

福江商店街商業まちづくり事業

「まちづくり補助金」調査研究

(中間報告)

平成26年3月

特定非営利活動法人渥美半島まちづくり推進機構 (NPO 法人 With)

はじめに

現在に福江商店街は、昭和 46 年地元商業者の有志が集まり、協同組合として「複合商業施設グランドショップアツミレイ」をオープンさせた。その後、その周辺に他の地元商業者が、既存の店舗を閉鎖し新たな店舗として出店、この地域が福江地区の中心商店街として様変わりした。

しかし、時代の流れと共に大手流通業者の出店が相次ぎ、また、消費者指向の変化も相まって、厳しい経営状況が続いている。

そこで、グランドショップアツミレイと NPO 法人 With が共同で、この地域の商業活性化を図ろうと、地域コミュニティーの形成や商店街等の新陳代謝を図る取り組み、商店街の魅力創造に向けた取り組みをすることによる、商店街の自立を促進する目的で、ショッピングセンターレイの近くにある空き店舗施設を利用して、コミュニティーの場、観光客等に関するインフォメーション、物産等を展示する施設の整備の検討を始めた。

調査研究をすることになり、一つの案として、福江地区に存在する空き店舗（ドラッグ・日用雑貨店）の再活用を図ることによる賑わいのある商店街を取り戻そうと動き始めた。

課題は、施設整備にかかる費用が不足していることであり、補助金が活用活用できないかと田原市の支援を受けながら国の補助金制度を利用した「空き店舗対策事業」補助金の検討を始め、現在に至っている。

特定非営利活動法人渥美半島まちづくり推進機構

ア まちづくりに関する事業(WITH 事業計画)

③地域コミュニティ再生調査研究事業及び整備事業

第1回検討会

- 1、開催日 平成26年1月14日(火) 午後1時30分
- 2、出席者 川口敏郎、間瀬祐一、榊原宣克
- 3、講師 中小企業診断士 余合正司
- 4、調査事項 ショッピングセンターレイを中心とした福江商店街空き店舗対策の検討
- 5、謝金 無料(商工会無料企業診断事業を利用)
- 6、検討結果

1)周辺の概況

ショッピングセンターレイは国道259号線沿い田原市福江町に位置し、福江商店街の中心となっている。しかし、ショッピングセンターレイ・周辺商店街の老朽化と共に大手流通業者の出店が相次ぎ消費者の減少等厳しい経営環境が続いている。

2)問題点

ショッピングセンターレイの近くにある空き店舗を利用した施設の整備を検討しているが、整備にかかる費用が不足していることから、補助金を利用活用することが出来ないか検討している段階である。

また、補助事業応募に当たり、事業計画のブラッシュアップが足りないため、検討に時間がかかることも問題点の一つである。

3)改善点

本年度柱の補助金として、「地域中小商業支援事業(中小商業活力向上事業)第2次募集」と「地域中小商業支援事業(中小商業再生事業)第2次募集」があり、どちらも平成26年1月31日まで募集している。地域商業再生事業は「地域コミュニティ機能再生事業」と「商店街等構造改革事業」に分かれており、さらにそれぞれが「調査分析事業」と「コミュニティ機能再生事業」及び「商店街等構造改革支援事業」とに分かれている。

両者ともに利用活用出来ると思われるが、ブラッシュアップに時間が足りないため、これらの事業への応募が難しい。

平成25年度補正予算で「商店街活性化支援事業」のうち「商店街まちづくり事業」「地域商店街活性化事業」が予定されており、これらの活用を提案する。また、地域の観光資源を活用することも検討していることから、国土交通省関係の補助事業も注視すべきである。

現状では公募要領も発表されていないため、本年度の既に終了した該当事業の公募要領などを基に、事業計画のブラッシュアップを進めていく必要がある。

第2回検討会

- 1、開催日 平成26年2月17日(月) 午後2時
- 2、出席者 渡會一昭、石倉一造、川口敏郎、間瀬祐一、榊原宣克
- 3、講師 中小企業診断士 余合正司
- 4、調査事項 ショッピングセンターレイを中心とした福江商店街空き店舗対策の検討
- 5、謝金 無料(商工会無料企業診断事業を利用)
- 6、検討結果

1)概況

第1回の通り

2)問題点は

第1回の通り

3)改善点

平成 26 年 2 月 21 日に中小企業庁商業科より「平成 26 年度 地域商業自立促進事業第 1 次募集要領」が発表された。商店街を基盤として、地域経済の持続的発展を図るため、商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や定非営利活動法人等と連携して行う、地域コミュニティの形成に資する取組や商店街等の新陳代謝を図る取組を支援すると共に、商店街の魅力創造に向けた取組を支援することにより、商店街等の自立を促進することを目的としている。

募集要領を基に、事業計画をブラッシュアップしていくこととする。

<考えられる補助制度>

地域商業自立促進事業

I. 概要

商店街等は、商業者の集積として地域経済において重要な役割を担うとともに、地域の暮らしを支える生活基盤として多様なコミュニティ機能も担ってきました。近年の社会構造の変化の中で、商店街等が中長期的に発展していくためには、商店街等が地域住民の規模・行動範囲や商業量等の環境を踏まえつつ、地域住民が商店街等に求める機能に対応した取組を実施していくことが必要です。

本事業は、商店街等を基盤として、地域経済の持続的発展を図るため、商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と連携して行う、地域コミュニティの形成に資する取組や商店街等の新陳代謝を図る取組を支援するとともに、商店街等の魅力創造に向けた取組を支援する事業です。

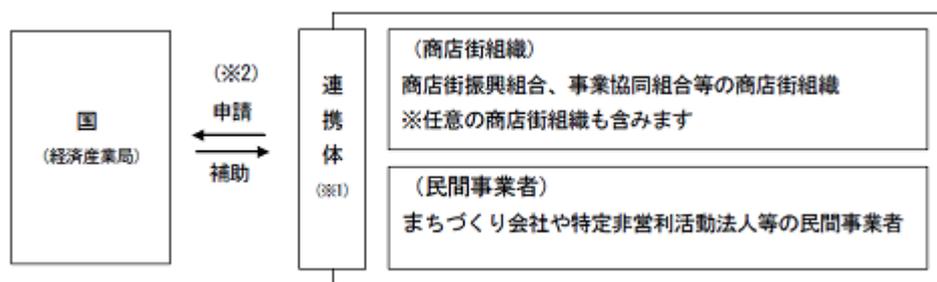
今回、本制度の支援対象となる事業を以下のとおり募集いたします。詳しくは募集要領をご覧ください。

本事業は、商店街等における地域コミュニティの形成、商店街等の新陳代謝を図る取組、商店街等の魅力創造に向けた取組を支援します。

※本募集は、国会での平成 26 年度予算の成立を前提とするものです。このため、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

II. 補助スキーム

- 地域商業自立促進調査分析事業、(1)地域コミュニティ形成促進支援事業、(2)商店街等新陳代謝促進支援事業



※1：商店街組織と民間事業者の連携により実施する事業であることが必要です。

(連携体を構成する商店街組織と民間事業者は、それぞれ複数であっても構いません)。

※2：原則、連携体を構成する商店街組織と民間事業者の連名により申請を行ってください。ただし、連携体を構成する民間事業者が経費の負担をしない場合は、商店街組織のみで申請することができますが、連携する民間事業者からの関与書が必要となります。

[補助率]

2/3 以内

[補助額]

(1) ●地域商業自立促進調査分析事業

上限：500 万円

下限：100 万円

(2) (1)地域コミュニティ形成促進支援事業、(2)商店街等新陳代謝促進支援事業

上限額：5 億円

下限額：100 万円

[補助対象事業者]

○商店街組織

(1)商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織

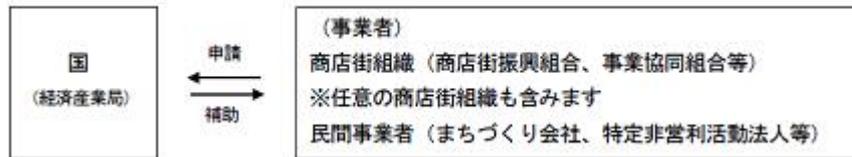
(2)法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの

・(1)(2)に類する組織

○民間事業者

当該地域のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者（定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる必要があります。）

(3)魅力創造支援事業



[補助率]

1/2、2/3 以内

[補助額]

上限額：2 億円

下限額：100 万円

[補助対象事業者]

○商店街組織

(1)商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織

(2)法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの

・(1)(2)に類する組織

○民間事業者

当該地域のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者（定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる必要があります。）

III. 補助対象事業

1. 調査分析事業

●地域商業自立促進調査分析事業

商店街等において、地域における消費活動の基盤となる地域コミュニティの形成に向けた新たな取組（(1)地域コミュニティ形成促進支援事業）、商店街等の新陳代謝を図る新たな取組（(2)商店街等新陳代謝促進支援事業）等を行うに当たり、その取組内容が、地域住民のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえたものであり、当該商店街において自立的に継続して取り組む事業として施設やサービスの利用者数、採算性等を確認するために必要な調査・分析事業。

2. 支援事業

(1)地域コミュニティ形成促進支援事業、(2)商店街等新陳代謝促進支援事業、(3)魅力創造支援事業

(1)地域コミュニティ形成促進支援事業

地域商業自立促進調査分析事業の結果（同等程度の調査を独自に実施している場合は、当該調査結果を含む。）に基づき、地域住民が求める地域における消費活動の基盤となる地域コミュニティの形成に資する事業

(2)商店街等新陳代謝促進支援事業

地域商業自立促進調査分析事業の結果（同等程度の調査を独自に実施している場合は、当該調査結果を含む。）に基づき、商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した新陳代謝を図る取組と認められ、商店街等の持続的な発展に資する地域経済の自立的循環を促進する事業

(3)魅力創造支援事業

商店街等の商機能に着目した商店街等の魅力創造に向けた新たな取組を行うに当たり、その取組内容が、地域の消費活動を活発化させることで地域経済の自立的循環を加速化する事業

IV. 要望方法

- (1) 要望される方は、要望書等の関係書類を所管の経済産業局に提出してください。提出する書類に記載もれ等がないように十分注意してください。
- (2) 提出された書類に基づいて、所管の経済産業局における外部有識者等による審査委員会において審査を行い、採択案件の決定後、補助事業者全員に対して、速やかに採択又は不採択の結果を各経済産業局から通知します。
- (3) 採択された補助事業者は補助金交付要綱に基づき、所管の経済産業局長宛てに補助金の交付申請手続きを行います。経済産業局では申請受理後、審査を経て補助金の交付決定を行います。
- (4) 補助金は原則として、補助事業完了後の支払いとなります。
- (5) 要望関係書類

- ・募集要領
- ・要望書様式（調査分析事業）
- ・要望書様式（支援事業）
- ・記載要領（調査分析事業）
- ・記載要領（支援事業）

・事業比較表

・Q&A

V. 募集期間

平成26年2月21日（金）～平成26年8月15日（金）（経済産業局に17時必着）

※早急に事業を実施したい方のために、3月17日（月）までに要望書をご提出いただいた方については第1次先行、4月30日（水）までに要望書をご提出いただいた方については第2次先行、6月27日（金）までに要望書をご提出いただいた方については第3次先行として審査・採択を行います。

第3回検討会（経済産業省との個別ヒヤリング）

1、開催日 平成26年3月19日（水）午後1時45分

2、出席者 NPO法人With：渡會一昭、間瀬祐一、榊原宣克

田原市役所まちづくり推進課：一ツ田正和、鳥居伸光、折戸裕美

田原市役所商工観光課：河辺俊和、河辺康行

中部経済産業省流通・サービス産業課：片桐祐子

経営コンサルタント：浅井良隆

3、内容 中部経済産業省による、ショッピングセンターレイを中心とした福江商店街空き店舗活用に
関わる「25年度補正予算補助金」の個別ヒヤリング

<経済産業省補助金>

①地域商業自立促進事業

・魅力創造支援事業

②商店街まちづくり事業

・まちづくり補助金

以上2案を検討した結果、上記②の「まちづくり補助金」が今回の提案事項にマッチしているのではないかと調整が図られた。ただ、ショッピングセンターレイから離れた地点での空き店舗なので、検討を要する。検討した結果は市役所の担当課を通じて連絡すること。

<まちづくり補助金>

商店街等は、商品やサービスの提供の場であることを超えて、地域の暮らしを支える生活基盤として多様なコミュニティ機能を担っており、地域の住民が安心・安全に生活できる環境の維持に大きく貢献しています。

近年は、郊外型商業施設の増加や少子化、高齢化等の社会構造の変化など、商店街等を取り巻く環境は大きく変わり、それに伴って商店街等の衰退傾向が顕著となり、住民生活の安心・安全という基礎的な役割を担うことが困難になりつつあります。

本事業では、全国商店街振興組合連合会が国からの補助金を受けて基金造成し、その基金を活用して、商店街等が地域の行政機関等からの要請に基づいて実施する、地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設・設備等の整備等を支援することにより、高齢社会が進展する中、安心・安全に配慮した、身近で快適な商店街づくりを目指すことを目的としております。

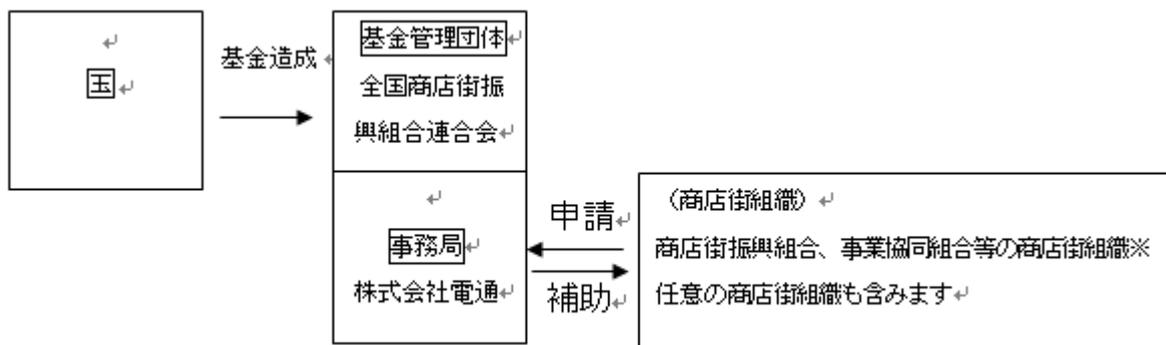
今回、本制度の支援対象となる事業を以下のとおり募集いたします。

※早急に事業を実施したい方のために、4月1日(月)までに申請書をご提出いただいた方については、先行して審査・採択をいたします。(3月26日更新)

※商店街まちづくり事業の公募説明会を実施します。記載要領、応募様式(ワード)を掲載しました。(3月19日更新)

詳しくは、全振連ポータルサイトをご覧ください。

支援スキーム



※申請の窓口は、商店街まちづくり事業事務局(以下「事務局」という。)となります。その後の審査・採択は一元的に事務局で実施いたします。

[補助率]2/3 以内

[補助額]上限:1億5,000万円 下限:50万円

※ただし、街区が広範に及ぶ等、特段の事情がある場合は、事業計画書にその事情を記載し、特に必要と認められた案件については、上限額を2億円まで拡大できることとする。

[補助対象者]商店街組織

1. 商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織
2. 法人化されていない任意の商店街組織であって、定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの
3. 1,2 に類する組織

補助対象事業

商店街等において実施する事業であって、当該地域の行政機関等の要請に基づく地域住民の安心・安全な生活環境の維持のための施設・設備等の整備とします。また、あわせて、補助事業実施期間中における事業実施効果(集客力に限る。)の測定のための事業も対象とします。

※事業実施効果(集客力に限る。)の測定にあたっては、補助事業開始後において、補助事業(施設・設備等の整備)実施前と補助事業(施設・設備等の整備)終了後に測定するとともに、測定後は速やかに報告することが必要です。なお、報告書については任意様式とします。

さらに、本事業を実施した結果、補助事業実施前に比べ、補助事業終了後において、当該商店街等の1.安心・安全の向上、2.集客力向上、3.その他独自に設定した指標(任意)の事業実施効果が見込まれることが必要です。

1. 安心・安全の向上

商店街等の安心・安全への評価に関する定量的な指標が改善されることが必要です。

なお、指標の設定及びその効果測定は要請者である行政機関等が行うこととします。(ただし、報告については、交付年度終了後5年間の事業実施効果報告書の様式により、補助事業者が行うものとします。)

2. 集客力向上

商店街全体における集客力が向上していることが必要です。

3. その他独自に設定した指標(任意)

1,2の他に、事業の効果を測定するための独自の指標を任意で追加しても構いません。

応募方法

※応募書類の様式はこちらからダウンロードして下さい

1. 応募書類の提出先は事務局となります。

2. 応募書類に不備がある場合は、受付できない場合がありますのでご注意ください。

3. 応募書類及び添付書類【1～8は必須、9は任意】

1. 商店街まちづくり事業応募申請書(様式1)

2. 商店街等の概要(様式2)

3. 事業計画書(様式3)

4. 経費明細書(様式4)

5. 商店街まちづくり事業要請書【行政機関等】(様式5)

6. 商店街等区域図

7. 定款又は規約等(代表者の定めがあるもの)

8. 原則直近2期の決算書類、役員名簿等

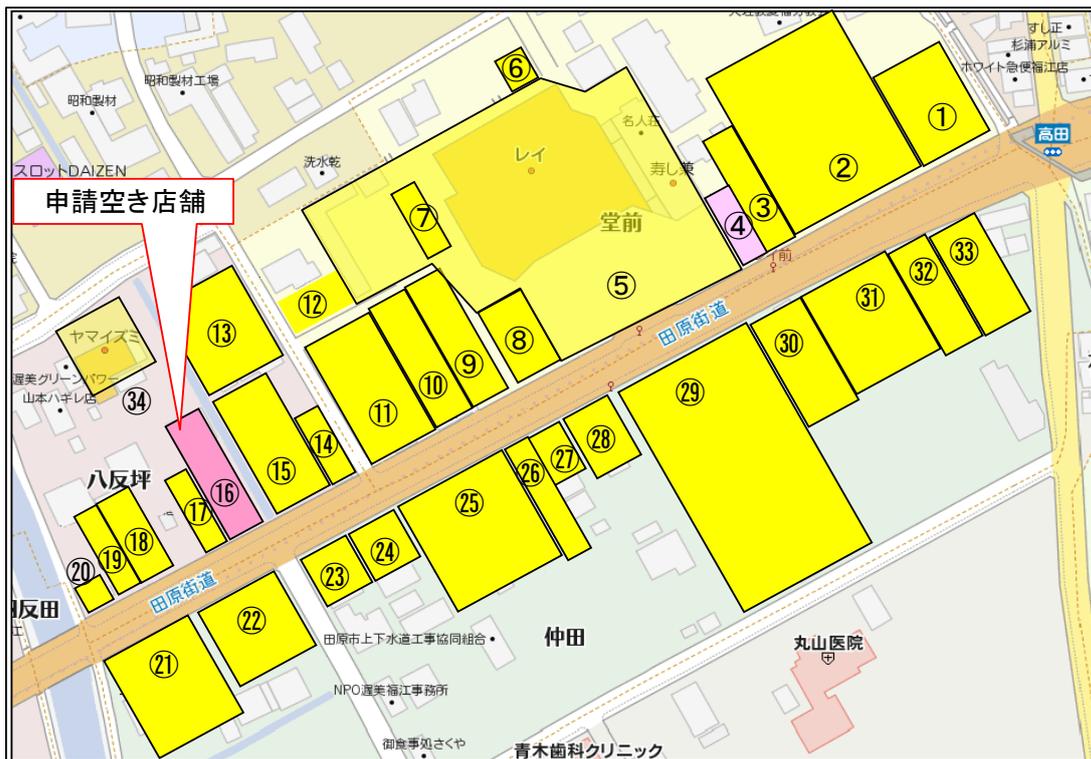
9. 商店街パンフレットや商店街PR写真・資料等

募集期間

平成25年3月15日(金)～4月12日(金)(必着)

※早急に事業を実施したい方のために、4月1日(月)までに申請書をご提出いただいた方については、先行して審査・採択をいたします。(3月26日更新)

福江商店街図



福江商店街店舗内訳

図No.	商店名	業種	備考
①	清田プロパン	プロパン・米穀小売り	
②	JA愛知みなみ農協	農協本所	
③	ヒツジヤ	衣料品小売り	
④	空き店舗	食堂(うなぎ)	
⑤	グランドショップレイ	複合店舗・飲食店舗	
⑥	ヒロタ時計店	時計・メガネ	
⑦	リラクゼーショングリム		
⑧	蒲郡信用金庫	金融機関	
⑨	一番街(貸店舗)	賃貸店舗(中華料理、美容室、歯科医院、保険会社、居酒屋、花屋)	
⑩	山本モータース	自動車整備、車ショールーム	
⑪	豊橋信用金庫	金融機関	
⑫	白谷隆生堂	表具、掛軸等小売り	
⑬	渥美住建山本木工	建具	
⑭	椿食堂	食堂	
⑮	タカラブネ	ケーキ小売り	
⑯	夕焼け横町	焼き肉店	
⑰	空き店舗	ドラック・日用雑貨	
⑱	みのや	居酒屋	
⑲	中山工務店	建設業・ショールーム兼事務所	
⑲	前川電気	家電販売	
⑳	行政書士事務所	行政書士	
㉑	豊橋商工信用組合	金融機関	
㉒	杉浦石油	ガソリンスタンド	
㉓	やとみ写真館	写真館	
㉔	林商店	瓦工事	
㉕	アイビー館/ブティック	喫茶店/衣料品	
㉖	山本モータース	車ショールーム	
㉗	ガトーささまや	ケーキ小売り	
㉘	福寿庵	飲食店(うどん)	
㉙	JA愛知みなみ農協	ガソリンスタンド	
㉚	ハートランドセブン	喫茶店	
㉛	ふれあい広場	農産物小売り	
㉜	渡辺畜産	倉庫	
㉝	山銀材木店	製材所	
㉞	ヤマイズミ	スーパーマーケット	

愛知県内商店街位置図



周辺の福江商店街位置関係

